

水源開発問題全国連絡会◆ 東京都千代田区平河町1-7-1-201
TEL: 03-5211-5429 FAX: 03-5211-5538

この間の全国の状況

(1997年9月6日現在)

前号を発行して1ヶ月が経ちました。本号では、最近の全国の状況をお知らせするとともに、今年の水源開発問題全国連絡会の総会をご案内いたします。

1. 全国の動き

(1) 宇奈月ダム問題

宇奈月ダム建設事業審議委員会が6月30日に「宇奈月ダム事業についての提言書」(最終答申)を出しました。その骨子は、「宇奈月ダムの工事を継続して早期に完成させることが妥当であり、排砂については出し平ダムの排砂も含め、できるだけ自然の土砂流下に近い形で実施すべきだ。」というものです。

公聴会では宇奈月ダムの必要性がないという意見が強く出されました。この審議委員会はその是非を全く検討することなく、事業推進の答申をまとめました。また、排砂ダムの排砂は自然の土砂流下のように決してならず、環境に大きな影響を与えるからこそ、大きな社会問題になっているのですが、その問題についてもまともな審議が行われませんでした。

(2) 足羽川ダム問題

足羽川ダム建設事業審議委員会は9月2日に最終の会議を開き、5日に最終答申を出しました。その主な内容は、「足羽川の治水、利水、環境を考慮すれば、足羽川にダムは必要である。ただし、現行立地での計画推進には、大きな犠牲を伴い、地元同意を得ることが困難と思われる所以、適当と認めない。ダム建設による水没地帯が極力少なくなるようダム規模の縮小、河川改修等、最善の努力をすべきである。」というものでした。

足羽川にダムが必要と言いながら、一方

で、現計画を不適当とする、ダム推進派委員と反対派委員(地元委員)の折衷案になっており、あいまいな内容になっています。委員会の当初の申合せでは、意見が分かれた場合は答申を両論併記にすることが合意されていたにもかかわらず、推進側は最終段階では、その合意を反古にし、答申の一本化を進めてきました。前々回、前回の会議では足羽川ダムが必要という委員長私案が出され、それに反対派委員が反発して、今回の会議に持ち越されました。今回の会議ではダムは必要という文章を入れる代わりに、現計画のダムを不適当とする文章も入れるということで、推進派と反対派の妥協がなされました。

この審議委員会では、公聴会や勉強会で足羽川ダムが不要であることが明らかにされてきたにもかかわらず、推進派委員はなりふり構わず、ダム必要の答申をごり押ししました。足羽川ダム問題の今後は建設省がこの答申に基づいてどのような方針を示すかにかかります。答申のつまみ食いをさせないためには、足羽川ダムの必要性がないことをこれからも大きくアピールする運動を展開することが必要です。

(3) 第十堰改築問題

ダム事業等審議委員会が現在進行中のところは、徳島県の第十堰建設審議委員会のみです。「現堰のままで大洪水時にせき上げ現象が起こって、現堤防の計画高水位を超えて危険である。」という建設省の主張が第十堰を取り壊して可動堰にすることの大きな理由になっています。吉野川シンポジウム実行委員会は8月、この建設省の計算は誤りで、實際には大洪水時の水位は計画高水位を下回ることを明らかにし、改築の必要性がないこと

を示しました。

また、建設省は第十堰改築の事業目的から新規水道水源の確保を外すことを、8月の委員会で表明しました。目的の一部が変わってしまうのですから、第十堰改築の計画とは随分ずさんなものです。

(4) 細川内ダム問題

徳島県木頭村に予定されている細川内ダムの審議委員会の設置については、「公明正大な審議を行う基本条件が整った。」として木頭村と県の間で合意に至り、今年中に委員会が設置されることになりました。

(5) 川辺川ダム問題

すでに事業推進の審議委員会答申が出たダム事業に対して、それぞれの運動団体はその不当性を明らかにし、白紙撤回を求める運動を続けています。川辺川ダム建設に反対する団体の連合体である「子守の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」は、8月27日に、建設・農水・大蔵の3省と環境庁に対して、ダム工事の中止を求める要請行動を行いました。

(6) 湯之谷揚水発電ダム問題

湯之谷揚水発電ダムに反対する星武利さんが、湯之谷村村長選挙に立候補したことは前号でお知らせましたが、残念ながら落選しました。土建業優先の行政を進めてきた湯之谷村では、村議会がダム建設促進の決議を全会一致で採択しています。この厳しい条件の中で、ダム反対を訴える星さんの得票率が4分の1に達したことは、反対運動を担っている仲間たちにとって、大きな励みになっています。

なお、建設省は湯之谷村につくる予定の左梨川ダム(下池)を、足踏みダムとして発表しています。

2. 建設省の「ダム事業の総点検」

建設省は、8月26日に「ダム事業の総点検」の結果を発表しました。この総点検で休止ダム、足踏みダムとなった中に、北海道の松倉ダム・宮城県の新月ダム・埼玉県の大野ダム・長野県の大仏ダム・新潟県の左梨川ダムが含まれています。これらは水源連が連絡をとってきた団体が、反対運動を進めてきたダム事業ですが、今回の結果はそれぞれの団体が闘い取った成果であり、率直に喜び

たいと思います。しかし、ほとんどのダムは事業継続となりました。

水源連事務局は、総点検の結果発表を前に(8月19日)、今回の総点検について建設省担当者からヒアリングを行いました。担当者の話の内容は、公共事業費削減が、今回の総点検の直接のきっかけであること～事業の緊急性の有無などを視点にして見直しを進めていることなどでした。

水源連として、(1)建設省が今回発表した事業以外にも治水・利水上からみて必要性のないダムが沢山あること。(2)ダム等審議委員会が建設推進の答申を出したダムも必要性が全くないこと。(3)各ダムの必要性の有無をきちんと議論できる円卓会議の設定が必要であることなどを、建設大臣、または河川局長に直接申し入れするため、事務局がその準備を進めています。

3. 今年の水源連の総会

今年の水源開発問題全国連絡会の総会を、11月8~9日に神奈川県の相模湖の近くで開きます。東京から約1時間半の場所です。詳細は別紙の案内のとおりですので、是非、ご参加ください。

【事務局からのお願い】

(1) 総会に向けて、事務局から資料や原稿送付を依頼することがあります。その節は、宜しくご協力下さい。

(2) ダム・堰等の問題に関わられている方は、事務局へ情報をお寄せ下さい。

(3) 水源連事務局では、ダム・堰等の問題を抱えている方、団体との連絡網を広げていきたいと考えております。そのような問題を抱えている方、団体をご存じの方は、事務局の方へご紹介ください。

(4) 総会では会計報告をすることになります。今年の個人会費・団体会費を未納の方は、お手数ですが、至急お払い込み下さい。

個人会費は、年2000円、団体会費は5000円です。よろしくお願いします。

郵便振替口座

(加入者名) 水源開発問題全国連絡会
(口座番号) 00170-4-766559

ダム事業の総点検

各ダム事業の必要性、緊急性、地元状況等について、全国のダムを総点検した結果、平成10年度概算要求において以下のような措置を行うこととする。

1. 中止ダム事業

水需要の見込みがないことや、より優れた治水上の代替案の判明などの理由により、中止の判断をしたダム事業

2. 休止ダム事業

(1) 休止ダム事業

事業の緊急性や地元状況等から、平成10年度の予算要求を行わず、代替案も含めた見直し検討を行うダム事業

(2) 一時休止ダム事業

ダム等事業審議委員会の審議の結果を待って判断するダム事業

3. 足踏みダム事業

平成10年度に最低限必要な基礎的調査以外に工事や調査を進めることができない(足踏み状態)ダム事業

1. ダム事業総点検結果

1) 平成10年度に予算要求をしないダム事業

	直轄事業	補助事業で生活貯水池除き	合計
中止ダム事業	0	3	3
休止ダム事業(小計)	3	6	9
休止ダム事業 一時休止ダム事業	2 1	6 0	8 1
合計	3	9	12

☆この他、生活貯水池のうち、3箇所が中止、3箇所が休止となる。

2) 平成10年度に最低限必要な基礎調査以外に工事や調査を進めることができない(足踏み状態)ダム事業

	直轄事業	補助事業で生活貯水池除き	合計
足踏みダム事業	14	26	40

☆この他、生活貯水池約30箇所が足踏み状態となる。

2. 中止、休止、足踏みダム事業の一覧

1) 中止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地
(補助事業で生活貯水池除き) 日野沢ダム 乱川ダム 滴名ダム	岩手県 山形県 沖縄県	岩手県山形村 山形県東根市 沖縄県本部町
(生活貯水池) 明戸生活貯水池 芋川生活貯水池 仁井田生活貯水池	岩手県 新潟県 高知県	岩手県田野畑村 新潟県山古志村 高知県土佐山田町

2) 休止ダム事業（予算をゼロとして見直すダム事業）

①休止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地
(直轄事業) 前の川ダム 矢田ダム	四国地建 九州地建	香川県琴南町 大分県大野町
(補助事業で生活貯水池除き) 白老ダム 松倉ダム 新月ダム 丸森ダム 小森川ダム 白水ダム	北海道 北海道 宮城県 宮城県 埼玉県 沖縄県	北海道白老町 北海道函館市 宮城县気仙沼市 宮城县丸森町 埼玉県両神村 沖縄県石垣市
(生活貯水池) トマム生活貯水池 梅津生活貯水池 七ツ割生活貯水池	北海道 長崎県 熊本県	北海道占冠村 長崎県瀬ノ浦町 熊本県大矢野町

②一時休止ダム事業

ダム事業名	地建等名	事業地
(直轄事業) 知川内ダム	四国地建	徳島県木頭村

* 中止ダム事業：水需要の見込みがないことや、より優れた治水上の代替案の判明などの理由により、中止の判断をしたダム事業

* 休止ダム事業：事業の緊急性や地元状況等から、平成10年度の予算要求を行わず、代替案も含めた見直し検討を行うダム事業

* 一時休止ダム事業：ダム等事業審議委員会の審議の結果を待って判断するダム事業

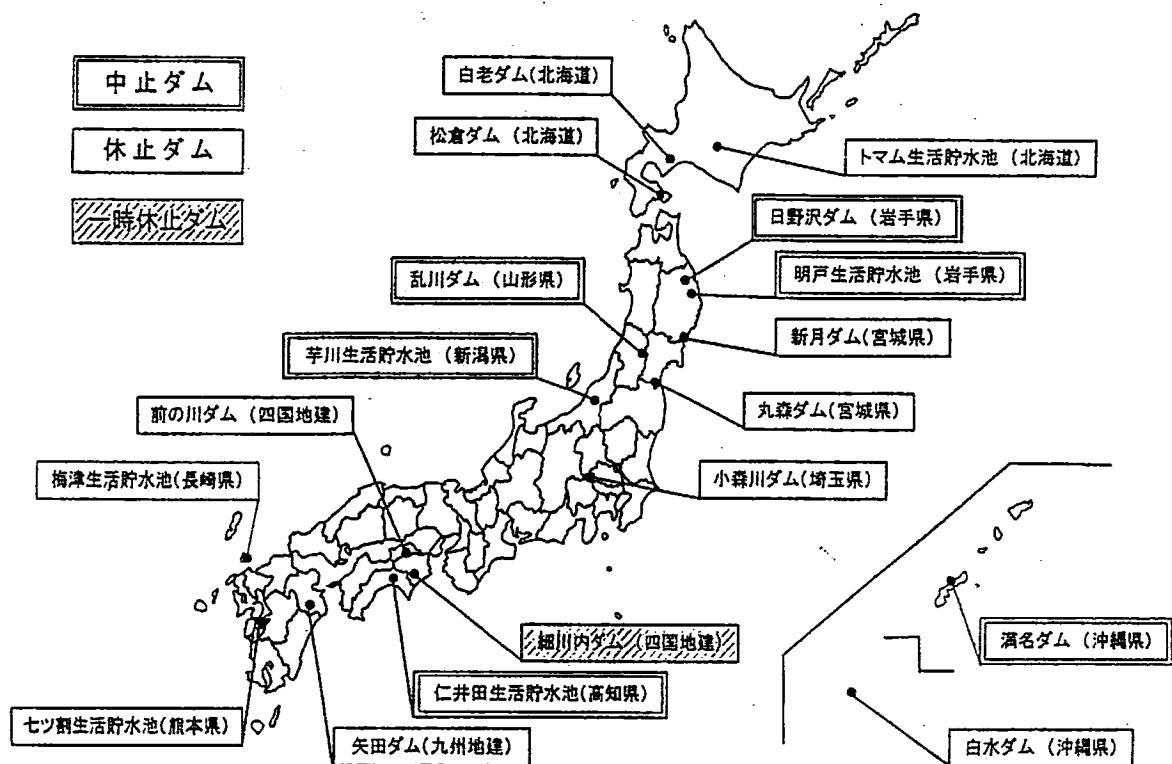
3) 足踏みダム事業（平成10年度に最低限必要な基礎調査以外に工事や調査を進めることができないダム事業）

ダム事業名	地建等名	事業地
(直轄事業) 江戸川総合開発 荒川第二調節池総合開発 荒川流水総合改善 荒川上流ダム再開発 横山ダム再開発 上矢作ダム 木曽川導水 木曽川流水総合改善 猪牟田ダム 城原川ダム 七瀧ダム	関東地建 中部地建 中部地建 九州地建	東京都江戸川区 埼玉県浦和市、大宮市 埼玉県大瀧村 埼玉県大瀧村 岐阜県庭橋村 岐阜県上矢作町 愛知県犬山市 岐阜県久瀬村 大分県九重町 佐賀県脊振村、神埼町 熊本県御船町

ダム事業名	地建等名	事業地
緑川流水総合改善	九州地建	熊本県延用町
高遊原地下浸透ダム	"	熊本県益城町
座津武ダム	沖縄総合	沖縄県国頭村
(補助事業)		
中村ダム	青森県	青森県鰺ヶ沢町
真木ダム	秋田県	秋田県大田町
大野ダム	埼玉県	埼玉県都幾川村
奥船内ダム	新潟県	新潟県黒川村
儀明川ダム	"	新潟県上越市
佐栗川ダム	"	新潟県湯之谷村
羽茂川ダム	"	新潟県羽茂町
入川ダム	"	新潟県相川町
芦川ダム	山梨県	山梨県上九一色村
大仏ダム	長野県	長野県松本市
湯道丸ダム	富山県	富山県小矢部市
片貝川ダム	"	富山県魚津市
河内ダム	石川県	石川県中島町
所司原ダム	"	石川県志雄町
男川ダム	愛知県	愛知県額田町
金出地ダム	兵庫県	兵庫県上郡町
武庫川ダム	"	兵庫県宝塚市、西宮市
飛鳥ダム	奈良県	奈良県高取町
中部ダム	鳥取県	鳥取県三朝町
關川ダム	広島県	広島県広島市
木屋川ダム	山口県	山口県豊田町
大河内川ダム	"	山口県長門市
和食ダム	高知県	高知県芸西村
寒田ダム	福岡県	福岡県築城町
轟ダム	長崎県	長崎県高来町
路木ダム	熊本県	熊本県河浦町

☆この他、生活貯水池約30箇所が足踏み状態となる。

平成10年度 中止・休止ダム事業位置図



※尚、細川内ダムについては、ダム等事業審議委員会の審議の結果を待って判断する一時停止ダム。

河北新報

河北新報社

仙台市青葉区五橋1-2-28
(郵便番号 980)

新月、丸森両ダム凍結

利治水緊急性薄れる

高崎は「四十日までに、県内で建設を計画している建設省補助の県営ダムの事業を平成十年度から凍結することを決めた。事業が実現されるのは新月ダム(気仙沼市)と丸森ダム(丸森町)。県は両ダムとも計画当初は予想した水需要が見込まないことや治水の緊急性が薄れていることを主な理由に挙げている。十年度からの公共事業費削減方針を打ち出している建設省との協議の結果、十年度からは費用としては残るもの、予算は計上されない見通し。

(3面)【関連記事】

東北では今月(1997年7月)岩手県が田代(山形)、宮城県が阿武隈(山形)の建設中止と北本内ダム(北上市)の建設凍結、山形県が乱川ダム(東根市)の建設中止を発表している。新月ダムは、二級河川の内川(平成5年、ダム本体工事に着手)の大川水系大川上流に位置する。

東北では今月(1997年7月)

手島が田代(山形)、

明月(阿武隈村)両ダムの

建設中止と北本内ダム(北

上市)の建設凍結、山形

県が乱川ダム(東根市)の

建設中止を発表してい

る。

新月ダムは、二級河川の内川(平成5年、ダム本体工事に着手)

着手)の大川水系大川上流に位置する。



先行して、国道284号のうち国補助約十六億円の付け替え工事に着手した。業費を投入している。これまで約三十四億円(う)しかし、計画発表から

十四年経過し、いまはだ

らず走地の地権者の用地

交渉が難航して建設着手のめどが立たないまま下流

の利水者である気仙沼市の人口が昭和四十九年当時の見込みを大幅に下回り、水需要の伸びが期待できなくなっているため、今回の凍結の対象になってしまった。

事業凍結となつた理由と

しては、洪水対策のための

投資効果が見合はないこと

や丸森町への給水の緊急性

が今のところない、などが

挙げられていて。

高崎は「ダムの事業費

結について「例年どおり事

業継続のための予算要求を

されたが、ダム事業見直しの

方針を掲げている建設省と

の協議の中で、計画を見直

すことになった。今後

は有識者の意見を取り入れながら総合的に判断していく

べき」と話している。

算化、十三年度までは全線開通しきつけたい考えだ。

丸森ダムは二級河川の阿武隈川水系内川上流に計画されている多目的ダムで、総事業費約百二十億円。洪水調節や水道用水供給を目的に、昭和四十七年に予備調査、平成四年に実施計画調査に着手。これまで地形測量や環境調査などに約三億円(うち国補助約二億円)の事業費を費やしている。

既に着手している国道の84号の付け替え工事については、「これまで全長三千八百六十㍍のうち約三分の一が完成している。付け替え道路は、地元の要望も高いため、県は十年度以降も県単独事業として予

気仙沼・新月ダム

「建設反対」四半世紀



今後は環境保護へ意欲

「今までの運動が報われた」「出るべき結論が出たという思い」が表れたことに満足感がのぞいていた。計画中止がはつきりすれば、現在の反対組織を新たな自然愛護組織として環境保護への関心をさらに高めていくという声も出始めている。

実を積んだ地道な運動

一地道な運動が、市民の声に励まされて実を結んだ。ここ数年がヤマ場だとと思っていたが、建設推進派に押し切られる心配もあったので、一つの節目を迎えたという感概はある。今年六月まで二期八年、気仙沼市議を務めながら反対の意を買った新月ダム建設反対期成同盟事務局長の熊谷

博之さん(左)=気仙沼市久保は二十日、安どの表情を浮かべながら胸中を語った。「自然や住まいを守るというだけでなく、ダムは本当に必要なのかという疑問

木、廿一、柳沢の三地区に代表を置く合議制にし今日に至っている。前木地区代表を務める吉田一義さん(右)=気仙沼市川崎尻は「当たり前の結果が出た」という思い。それ以外に特別な感情はない」と淡々とした表情で話す。公共投資の抑制策により全国で計画中のダムの凍結、中止が決まる中で、新月ダムもその対象になるようだ

といふ感触は少し前からあつたらしい。

「大川の上流域に住む人たちが川とともに育ち、山の恩恵を十分に知っている。私もその一人として環境を守りたかった」。反対運動を始めたころは徹夜で大川のほんらんで被害が出たのは、護岸整備が不十分なうえ流域の宅地化が進んだから。まず安全確保が先だった」とも話す。今年の市議選で初当選した市議の佐藤秀一さん(右)=「気仙沼市滝の入りも建設反対を唱えてきた一人。今の時代の風潮として、巨費のかかる事業ははやらない。新月ダムもこれまで経済的な出費はあったが、その結果として凍結があったと思えば無駄だとも言えないと評価している。

新月ダム関係年表

昭和 49年2月	宮城県が地権者に新月ダム計画を説明
3	新月ダム建設反対期成同盟が70人で発足
4	建設省が実施計画調査を採択
54・10	台風20号で床上浸水178戸、被害額48億円
57・12	地権者説明会で、出席した53人中、期成同盟の31人が反対退席
61・8	台風10号で床上浸水124戸、被害額10億円
62・5	渇水のため約7000戸が時間断水
6	新月地区振興協議会が新月ダム建設促進決議採択
8	気仙沼市と反対期成同盟の話し合い始まる
10	反対期成同盟が国道284号にダム廻避を求める看板設置
12	事業費1億5000万円が63年度大蔵原案に盛り込まれる
平成 元・8	宮城県と気仙沼市がダム周辺整備計画を公表
3・1	愛知和男環境庁長官(当時)が「反対運動はイデオロギー的におかしい」と批判
4・3	大川への油流出事故があり、「ダムがあったら水質汚染が長期化する」との不安が広がる
5・12	宮城県がダム水質保全計画を発表
6・6	ダム本体工事に先行して国道284号付け替え工事着手
7・6	付け替え道路の用地買収ほぼ終了
8・6	気仙沼市議会特別委員会で、進まないダム本体建設に不満が統出
9・5	付け替え道路の八瀬1号橋、2号橋が着工
8	付け替え道路のみやぎ国体(平成13年)前の完成にめどがつく
	県がダム建設を凍結する方針決定

宮城県は二十日、新月ダム(気仙沼市、丸森ダム(丸森町)の建設凍結を決めた。建設促進を望んでいた地元自治体、建築業界などがついているが、事業の必要性などに批判的だった住民

【新月ダム】
気仙沼市の鈴木界市長は「岩手、山形のダム建設凍結の二コースを聞いて心配していた。正式な通知を得

宮城の2ダム建設凍結

反対派歓迎、「一つの節目」

地元からの反発・落胆の声

つて対応を協議したいが、

と語った。

【丸森ダム】

丸森町の一条幹夫助役は「県側から正式な説明がない段階でのコメントは避けたいが、ダム事業をはじめ

民の中でダム必要論が盛りた。小野寺暁一建設部長は「治水利水の両面から新月ダムは必要」と強調、「市

勢に変わりはない」と話す。

今後も事業継続を訴える姿勢に変わらない」と話す。

建設を止める理由が分からず、「言感いを離さない」。

反対派住民と折衝を重ねた小野寺信雄前市長は「國道284号整備と新月ダム

の工事は七割が一体化して

おり、ダム建設なしに懸案の国道整備ができるのかどうか疑問だ」と不安げに語った。

四半世紀にわたりて反対運動を続けてきた気仙沼市の新月ダム建設反対期成同盟事務局長の熊谷博之さん

は「反対運動は、自然や住まいを守るだけではなく、市民が求めていないものは造らせない」という気仙沼を守る運動だった。(この何年かがヤマ場だと思っていたに、これで一つの節目を迎えたという気持ちだ)

だが、これまでの運動は、自然や住まいを守るだけではなく、市民が求めていないものは造らせないといふ気持だ)

た。この何年かがヤマ場だと思っていたに、これで一つの節目を迎えたという気持ちだ)

ダム建設休止・凍結 県内は7カ所対象

告発文表

市民団体の「対応遅すぎた」
期待の地元「影響は大きい」

建設が予定通り進まない原因の主な要因の一つには、県と関係市町村が対応を行った。県では建設反対団体などから「公害を含む公害がある」とたびに交渉を繰り返す一方で市町村は、建設行の反対の理由を拒否。一方で公害に対する懸念を示す一方で市町村は、「ダム建設の必要性に変わらない」として、公害対策に対する懸念に向けた調査を続ける針だ。

県「独自に調査結果」

建設行から来たリス

上)が届いたのは二十六日。驚いた末那郷部と因

体が集めて対話を構成した結果、今後も調査を継

けて公害金を返すこと

で合意がまとまった。建設反対団体などは、

終る間に小森川ダム

が、実は「旭川から水を貢

うしてしまった。これで

約五億円の調査費を投入し

ている。建設行は「懐疑

的で、盛大な対決はかかる

ことが判明したこと

で、矛を口にして計画

を見直す「体文」と指

を出し、そこから水を貢

うのが懸念大きいこと

が、本部は「旭川から水を貢

うしてしまった。今後は、ダム

が運営に変化はない」と主

張り、本部はとしている。

小森川ダム建設には大きな

に「地域対策会」を開け、

た。「地域対策会」に招かれ

た。地域対策会には、市

ダム建設に賛同する者

を出でてきました。体文

を提出するなどの攻撃的

な行動は、公害に対する懸念

が大きくなると、公害

に対する懸念が大きくなり、

公害対策の実施は遅すぎた

として建設行を攻撃してい

る全く不適切の一部などを

絶対性を主張する七人で其

を構成するなどの攻撃的

な行動は、公害に対する懸念

が大きくなると、公害

に対する懸念が大きくなり、

公害対策の実施は遅すぎた

として建設行を攻撃してい

保土ヶ谷

小森川ダム

大野ダム

比企郡都

村の荒川水系荒川

保土ヶ谷

荒川第一調節池総合開発

荒川水の確保が目的で財政

荒川流域改修工事

荒川流域改修工事

保土ヶ谷

荒川上流ダム

荒川水の確保

荒川流域改修工事

荒川流域改修工事

保土ヶ谷

荒川上流ダム

荒川水の確保

荒川流域改修工事

荒川流域改修工事

保土ヶ谷

荒川上流ダム

荒川水の確保

荒川流域改修工事

荒川流域改修工事

川辺川ダム概算要求に関する各省庁交渉・報告

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会の土森です。8月27日の東京での川辺川ダム本体工事関連の概算要求の撤回を求める行動に参加しました。その模様を報告します（敬称略）。（現地からは農水省・環境庁・大蔵省に関する報告もいただいていますか紙面の都合で建設省分のみを掲載します。*事務局）

★建設省

△日時・場所：8月27日（水）10:00～11:20建設省1階会議室

△要請者：國徳恭代、中島康、古川孝瑞、平野智生、大岡紀美子、土森武友（以上県民の会）、山中くにかつ（美しい球磨川を守る会）。

△同行者：遠藤保男（水源開発問題全国連絡会事務局）、日野圭一（日本自然保護協会）、畠直之（衆議院秋葉忠利秘書）、臺宏士（毎日新聞記者）、熊日新聞記者

△面談者：建設省河川局河川開発課・大西課長補佐（川辺川ダム始め直轄事業担当）

△要請概要：川辺川ダム本体工事関連予算の概算要求の撤回

△質疑応答：

・ダム審は傍聴できない。住民の意見も聞いてない。公聴会でも公述希望者全員が陳述できたわけではない。ダム審には不信感がある。行政への信頼が失われる。情報公開をすべき。要請も取り上げられない。そういうのがあって県民の会ができる（国徳）。

→建設省は口に出さない。審議内容、人選、公開非公開など全部審議会に任せた。要請に対する審議もなされたはず。公述人の選出も審議会で決めた（大西）。

・ダム審には建設省の意向が反映されてるはず。自治体の首長が入っているが、ダム問題を争点にして当選した人ではないから住民の代表意見を反映していない。こういう問題は住民投票をしないといけない。（中島）

→いろいろな問題に住民投票やるわけにはいかないし、首長が住民の意見を代表していると言うのが今の日本の仕組みだ（大西）。

・川辺川ダムは建設省にとってどういう意義と有効性をもっているのか（中島）

→治水と流水の正常な機能の維持が建設省の担当である。洪水の氾濫の起きない山から氾濫の起きる平野に水が集まるからダムは必要。流量を7000tを4000tに市房ダムとあわせてカットできる

から必要性はますます高まっている（大西）。

・ダムの治水面での働きは何か？（中島）

→上流の雨が生み出す洪水を軽減する。流量を減らす（大西）。それはダムが空の時だけ。貯水能力があるときだけだ。60%、70%貯水してたとき雨が降ったらそういう能力は発揮できるのか。一杯になつたら放流しないといけないのではないか（中島）。

→雨が降る前に、多目的ダムの場合は

絶対ここから上は超えたらいけないという操作をするから容量は空く。その容量はこれまでの洪水からシミュレーションして決められている。そして雨が降って水がたまつたら、ゆっくりと放流して水を落とす（大西）。

・市房ダムが過大放流して、下流での大水害はどうやって起こったのか。山の状況は見えなかつたはず（中島）

→昔のダムだし、その後の洪水のデータは見えないし、それまでのデータに基づいているから計画も洪水調節の容量は小さい。放流が大きかったかどうかは確認していない（大西）

・雨のデータはあっても山のデータは建設省もつかんでないはず。山は当時大伐採やつてたにも係わらず、ダムを作った。今建設省に五木の山の保水能力がどれだけあるか聞いても何のデータも出てこない（中島）。

→川辺川ダム事業についての建設省も技術報告の中で、昔の降水量と下流の流量観測結果がある洪水と当てはめて、モデルをつくる。流出係数が1ならば降った雨が全く地面に吸収されずに流れていく。流出係数が0ならば降った雨が地面に全て吸収される。そのモデルの未知数が流出係数となる。そのモデルにあうように流出係数を定めるから、今のモデルがその流出形態を正しく反映していると考えて欲しい（大西）。

・そういう説明は市房ダムを作るときに地元住民に詳しい数値の基に洪水を調節できると説明があった。にもかかわらず過大放流が起こっている。ダムを作ることによる上流中流下流に及ぼす

経済的マイナス効果はどう考えているのか。例え
ば川の流量の減少、濁りなどで海産物の漁獲高の
減少が緑川ダムの建設によって有明海、八代海で
起こっている。ダムが出来て川が死ぬことを危惧
している。住民の飾らない気持ちは「九州に川辺
川くらいは残して欲しい」ということ。子供が川
に飛び込めるような川は九州ではなくなってしまう。
発電でも利水でも問題あるのになぜ今作らな
ければならないのかと、多くの人が口にしている。
自然は次世代に残すべき貴重な財産である。
それをなぜ残さないのか。心情的な部分も建設省
は考えるべきだ（中島）。

→治水、利水、環境を天秤に懸けてどうかと言う
議論は不毛の議論になる（大西）。

・治水利水だけ考えるから外の多くの複雑な問題
が出てくる（中島）。

→治水、利水のためには環境を破壊していいとは
思っていない。濁水、流量の減少などダムを作ること
によって何らかのマイナス効果が出てくることは
否定できない。十二分にある流量をかすめとつて、
流況が悪いときに使おうとしてるのでダムによ
つて流況が悪くなるとは想定していない。特に
洪水後の濁水は付加的な設備（選択取水設備、清
水バイパス）で出さないように努めていきたい
(大西)。

・山は大雨が降っても濁らなかった。大雨後、緑
川ダムで放流したら半月以上赤茶色の
水が流れ続けた。自然豊かな山では川の濁りは早く
澄む（中島）。

→池の中で細かい粒子が沈降しなくて放流口が一
つなら濁りは長引く（大西）。

・建設省はコンクリートのダムを作るより治山を
考えるべきだ。一昨年もダムは干上がった。結局
天から雨が降らない限り、ダムは何の役も果たさ
ない（中島）。・かつては保水していた山がたくさん
あった（古川）。市房ダムは（森林を）25%切ったので、農業用水はやっと来るぐらい。川
辺川から取水した水路の水は満々と流れていて大
豊作だった。それはどう考えているのか（國徳）

→市房ダムがなかったらもっとひどいことになっ
たのではないか。ダムがあったから干ばつ、無
かったから水は足りたというのはおかしいと思う
(大西)。

・ダムを作つて水を貯めるということはあてには
ならない。治山がしっかりしている所は、水は流

れ続けていた（中島）。

→干ばつの時には木が水を吸つて水がなくなると
言う説もある。森林とハゲ山では100ミリ200ミ
リの雨ではかなり森林の方が効果がある。水を一
氣には流さない。しかし、300~400ミリの大雨
では森林でも保水限度を超えるので洪水が起こる
ことはいろんな研究でも確かにされている（大
西）。

・こういう形で話し合いの場が必要であり、情報
公開の面からも積極的に話し合いの場を設けて欲
しい（國徳）。

→そういうことは地方建設局、工事事務所に任せ
ている。ただ、こういう要請があったと言うことは
私が間違えずに九地建と川辺川工事事務所に伝
える（大西）。

・市房ダムと川辺川ダムとの統合管理は可能なの
か？五木村の振興策は具体的にどうするのか？農
水省の管轄だが、利水裁判で国が負けたらどうす
るのか？（土森）

→統合管理は現時点で絶対やるとかやらないとか
の方向性は決まっている。市房ダムは
熊本県が管理している。いろんな問題が絡んで來
るので、どうなるか断言できない。国が責任持つ
てやると言えないのか（土森）。約束は出来な
い。（同時放流の危険性について）川辺川ダムが
放流するに当たって、川辺川の合流点の上流の流
況を見て放流するので、市房ダムがどうなってい
るのか分からんまま、川辺川だけのことを考
えて放流することはまずない。市房ダムでどういう
放流をしているか見ながら放流する。一つの頭で
操作するという統合管理をしないとしても、ダム
の放流は全て他のダムでどういう放流しているか
と言う情報があつて始めて実施する。市房ダムと
川辺川ダムが、それぞれバラバラにやることはな
い（大西）。

・しかし、判断する頭が二つあるということは
(同時放流の)可能性も否定は出来ない（中
島）。

→こちらの放流ありきでもう一つの方がそれをフ
ォローする形で放流するというルール作りも有り
得る。いずれにせよあつちはあっち、こっちは
こっち（で放流する）と言うことはない（大
西）。

・それは危険性のある同時放流の心配はないと言
うことか？（中島）

→時間的に同時放流は、下流の状況であるかも知れない。ただ、むちゃくちやな計画の規模を超えるような雨が降ったらいかなる事象も否定できない。それは今あるダム全部そうだ。80年に一度を超える大雨が降ったらいかなる事象も否定できない（大西）。

・80年に一度という、その80年に一度のといふ基準になる数字は何か？どこから出したのか？（中島）

→絶対値として80年に一回と言うのを決めてるわけではない。あくまで全国の比較相対的な横並び的な考え方である。ある程度ここまで出来るという能力の限度を考えながらやってる。東京なら200年、地方なら100年や150年に1回と言う形でやってる。川辺川は80年1回ということだ。五木の振興策は九地建に聞いてもらった方が確かだが、数年前にアウトラインは決めた。今後とも県の力を借りて村と十分相談して詰めていきたい。頭地の代替地の配分も詰めていきたい。利水裁判の件については、農水大臣が法に基づいて行った計画変更の確定があるということでやらざるを得ない。負けた場合に付いては仮定の話なのでコメントを控えさせてもらう（大西）。

・ダム審がきちんと見直しやったのか？審議委員会で見直すということと客観性を保つということについて建設省と地元では随分ギャップがあるが、それは認識しているか？もし、首長議長は住民の代表であるということだが、それをひっくり返すと、その審議委員が住民の意見を代弁していないなら審議委員の責任であるということであり、もう一つひっくり返すとそういう審議委員を選んだ建設省が悪いということになる（遠藤）

→ダム審を評価する人もいればそうでない人もいる。その地域の代表である県知事に人選を任せた（大西）。

・審議されてないなどの不十分性を事実として認めるのか（遠藤）

→そういう意見が出てるのは事実（大西）。五木はダムを作るという方向に進んだのは、ダムによる振興策それ以外に道がないし、それがないと困るという判断があったからだ。建設省はダムが必要かどうかを審議してもらったのではなくて、落とされる金が必要かどうかを審議してもらったことになる（遠藤）。

→ダムが本当に必要かどうかを審議してもら

ったと思っている（大西）。

・その証拠はどこにある、根拠を示せ（遠藤）。
→ダムのいろんな技術的な事項も説明させてもらっているし、いろんな人の違う意見も聞いていいから審議されたと思っている（大西）

・彼ら（審議委員）はそれを理解できているか？（遠藤）

→あなた分かりましたか、などと私が言えることではない（大西）。

・評価する側とすればきちんと理解された上で答申が出ているのか、全然中味が分からぬ上で答申が出ているのかは大事な問題（遠藤）。

→各委員の理解度については私が答えるべき問題ではない。ダム審の答申をまとめる段階で各委員の議論がなされているので、理解しているか、していないのか私が答えるべき内容でない。審議の結果答申がでたということになる（大西）。

・適正投資規模であるかどうかなど議論されたのか（遠藤）。

→議事録見ないと分からぬ（大西）。

・26日のダムの休止、中止の発表の中で一番大きな意味を持つのが適正投資規模であるかどうかということだ（遠藤）。

→一面では金がくるしい。本当に緊急性がないものに対しては投資をする必要は無いと言う判断から出てきたものもある。緊急性とか地元状況を判断した（大西）。

・今日の要請事項は本気で川辺川ダムを見直せ、審議委員会では不十分だということを言っている。これに対する回答は大臣からもらえるのか（遠藤）。

→持ち帰って相談する。大臣にも伝える（大西）。

・仮排水路の文書の返事ももらえるか（國徳）。

→文書回答の要求は沢山あって約束できないし、文書回答だけでなくいろんな対応をする。いつどんな返事・対応をするかは九地建と相談する（大西）。

・畠さんに任せてはどうか（遠藤）。

・事務所に連絡してもらえばよい。治水が問題になってるし、それがダム審でどう審議されたのか分からないが、当然建設省はダム無しでの治水はうまくいかないという考えだからダムを進めていく。ダムありダム無しでの治水の比較を出しても

らえるか（畠）。

→資料要求すれば出す（大西）。

・利水裁判終わるまで工事止めることは出来ないのか（平野）。

→訴訟によって、その事業を止められないようになっている。我々は土地改良法によってなされた決定に従って、それがあるものとしてやってる（大西）。

工事やらないと罰せられるのか（平野）。

→それは各事業者の判断である（大西）。

・工事をやるという姿勢は一貫している。三権分

立を尊重すべきである。裁判やってるときに、行政がそれを越權したようなことをやるのか。少なくとも最低限凍結するなりして、概算要求も見送って話し合うという姿勢がないと本当の民主的とは言えない（古川）。

→農水大臣が法に基づいて行った決定だから、農水省がその計画 자체がダメだと言って計画 자체を無効にすれば、その時点で建設省としても新しい判断をせざる得ない（大西）。

以上

資 料

建設大臣 亀井静香 様

平成9年8月27日

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会

代表 国徳恭代 熊本市九品寺5丁目4-59-801

川辺川ダム本体工事関連予算の概算要求の撤回を求める要請書

現在、熊本県において進められようしている川辺川ダム建設事業について、貴省は来年度予算の概算要求をまとめたという報道がありました。

この川辺川ダムについては、ダムの目的自体が既に喪失しており、逆にダムが建設されると清流が失われ、流域の貴重な自然の破壊や洪水などの災害をもたらすと、多くの人が指摘しています。また、ダムで村の中心地が水没することは、五木村の地域振興に大きなダメージを与えることになります。

特にダムの目的の一つである利水については「恩恵」を受けるはずの866人の農家が裁判まで起こして「水は足りているので、ダムからの水は要らない」と訴えています。原告と補助参加をくわえた数は利水事業対象農家の半数の2000を超えてます。

洪水調節の「恩恵」を最も受けるはずの、ダム建設予定地の下流に当たる人吉市では、有権者の半数以上がダム見直しを求める陳情書に署名しています。このことからも明らかのように、この事業に対して地元住民の間からも疑問が出されています。

貴省は一昨年の9月に「川辺川ダム事業審議委員会」を設置し、形ばかりのダム事業見直し審議を行いましたが、重要論点の全てについて科学的論証は行わないまま、行政側の主張のみをそのまま採用し住民が指摘した問題点は黙殺するという、とても民主的とはいひ難い手続きを押し進め、去年の8月にダム事業推進の結論を出しました。

ダム審の答申には流域住民の意見を聞くようにとありましたが、川辺川工事事務所は流域住民のダム見直しの声を踏みにじり、今年5月23日仮排水路工事を着工しました。また、その後の流域住民やダム見直しを求める諸団体との交渉や情報公開の要求も九地建と工事事務所は拒否し続けております。

このような公共事業に今後2000億円を超える国家予算をつぎ込むことは、危機的な財政状況の中では到底認められないことです。よって、川辺川ダム事業と来年度予算の要求について以下の事項を要請します。

記

- 一、川辺川ダム事業の来年度予算のいっさいの要求を行わないこと
- 一、川辺川ダム事業審議委員会の答申を無効とし、5月23日から始まった仮排水路工事を即時中止するよう九州地方建設局、川辺川工事事務所を指導すること
- 一、川辺川ダムの本体工事を中止し、ダム無しの治水計画を立てるとともに、川辺川ダム事業の抜本的な見直しを行うこと

以 上

「完全白紙まで戦う」



建設委員会の答申に反対する意見を述べる池田町長

足羽川ダム答申

反対派一定評価も 落胆の推進派「過疎進む」

足羽川ダム建設委員会が1日、2年ぶりにやられた答申の未取りまとめた答申は、「現行立地の計画推進は困難」と現状を肯定する一方、「足羽川にダムは必要」と栗山、池田町、浜田町、山形、山形、山形の可燃性を強調した。「田無川改修事業」今までの協議は「何だったのか」という推進派、ダムで三十年間開拓されてしまった同町の住民団体は、「まだ終わらぬ見えない」大問題に表情を見せた。

答申は、建設委員会が2月、2年ぶりにやられた答申の未取りまとめた答申は、「現行立地の計画推進は困難」と現状を肯定する一方、「足羽川にダムは必要」と栗山、池田町、浜田町、山形、山形、山形の可燃性を強調した。「田無川改修事業」今までの協議は「何だったのか」という推進派、ダムで三十年間開拓されてしまった同町の住民団体は、「まだ終わらぬ見えない」大問題に表情を見せた。

答申は、建設委員会が2月、2年ぶりにやられた答申の未取りまとめた答申は、「現行立地の計画推進は困難」と現状を肯定する一方、「足羽川にダムは必要」と栗山、池田町、浜田町、山形、山形、山形の可燃性を強調した。「田無川改修事業」今までの協議は「何だったのか」という推進派、ダムで三十年間開拓されてしまった同町の住民団体は、「まだ終わらぬ見えない」大問題に表情を見せた。

接点見いだす難しさ会見



建設委員会会員と記者会見する市橋部長

年内に方向性

近畿地連

内閣の記者会見に出席したのは「年内に方向性を明確化するまで反対運動を緩和する」と約束した。建設委員会は「年内に方向性を明確化するまで反対運動を緩和する」と約束した。

内閣の記者会見に出席したのは「年内に方向性を明確化するまで反対運動を緩和する」と約束した。

1997年8月22日

足羽川ダム建設事業審議委員会

委員長 市橋 保 様
委員 山内 フミ子様
委員 吉田 耿介 様
委員 栗田 幸雄 様
委員 池田 俊男 様
委員 酒井 哲夫 様
委員 田辺 義輝 様
委員 藤田 海三 様
委員 小森 精二 様
委員 杉本 博文 様
委員 清水 邦彦 様

足羽川ダム阻止全国地権者同盟

代表 酒井 興郎

福井市文京1-29-13

足羽川ダム建設事業審議委員会のあり方についての公開質問書

貴委員会におかれましては、足羽川ダム建設事業について熱心な議論をされていることに敬意を表します。

しかしながら、最近の貴委員会の動向をみると、ダム計画の是非を審議する役割を担うはずの審議委員会のあり方に基本的な疑問をもたざるを得ません。

その第一は、専門家を呼んでの学習会、意見を聞く会等において、足羽川ダム計画が不要であるという重大な問題が提起されたにもかかわらず、前々回と前回の会議ではそれを無視し、「治水、利水の面からダムは必要」を前提とする委員長私案（学識経験者3委員の私案）が提案されたことです。貴委員会は、ダム不要の問題提起に答えるために、ダムの必要性を議論する公開シンポジウムを開き、推進・反対両者の主張のどちらに理があるかを知る責任があります。それにもかかわらず、そのシンポジウム開催の要望を拒否し、提起された問題について何も審議しないまま、「足羽川ダムは必要」という委員長私案が出されました。ダムが必要であることを前提とする限り、答中の内容をどう取り繕い、どう抽象化しようとも、足羽川ダムの推進に道を開くものになることは明らかです。

第二は、一昨年11月の第二回会議で、「委員会の結論をまとめる際に意見が分かれた場合は、両論併記とすることをあらためて確認した」にもかかわらず、最近の委員会終了後の記者会見で、貴委員長が「推進、反対の両論併記にはしないこと」を言明していることです。当初の委員会で合意したことを委員長の判断だけで覆すというようなことがあってよいのでしょうか。委員会の民主的運営も何もあったものではありません。そのことに、私たちは、ダム必要論を否定する委員の意見を封殺し、ダム推進に一本化した答申を得ようとする事業者側の意思を感じざるをえません。

以上のように、審議委員会のあり方に対して基本的な疑問がありますので、下記の5点について質問いたします。文書で早急にご返答くださるよう、お願ひいたします。

- (1) 前回と前々回の委員会で「治水、利水の面からダムは必要」を前提とする委員長私案が提案されましたが、先の勉強会等で出された「足羽川ダム計画は不要である」という問題提起を、貴委員会の各委員はどう判断されたのでしょうか。各委員のご意見をお示しください。
- (2) 5月の会議では「足羽川ダムの是非を議論する公開シンポジウム」開催の要望を拒否しましたが、どうして推進・反対の両者の議論を十分に聞いて、どちらの主張に理があるかを知ろうとしないのでしょうか。シンポジウム開催に賛意を示さなかった委員の方はその理由をお示しください。
- (3) 前回と前々回の委員長私案をまとめた学識経験者3委員の方々は、どのような根拠で「治水、利水の面からダムは必要」とされたのでしょうか。その根拠について3委員それぞれの方の見解をお示しください。
- (4) 最近の記者会見で貴委員長は「答申は両論併記にはしない」と言明していますが、これは、当初の委員会の合意事項「意見が分かれた場合は答申は両論併記とすること」を否定するものです。貴委員長が独断でそのようなことを表明することは、委員会の民主的な運営そのものをも否定することになります。貴委員長がこのようことを言明することの是非について、各委員の見解をお示しください。
- (5) 委員長は今までの委員会で審議してきたことを踏まえて、意見を述べる責任があると思いますが、上記のダム必要論の私案や、両論併記の否定発言は、委員長の独断ともいべきものであり、これは委員長の責任としてきわめて由々しき問題であります。これについての貴委員長の見解をお示しください。

足羽川ダム建設事業審議委員会
委員各位殿

1997年8月27日
美山町ダム反対期成同盟会
池田町足羽川ダムを考える会
足羽川の清流を愛する会

足羽川ダム建設の白紙化と県の最重要要望事項から撤廃の
要　請　書

ご承知のとおり、建設省は去る六月に徳島県細川内ダムの白紙化発表に続き、七月には全国で十ヶ所のダム建設の中止、百ヶ所の見直しを発表され、今や環境重視の世論が充満しております。それに応えて建設省は、国の将来と財政展望をにらみ、建設行政の画期的方向転換の時代に突入した現在であります。

この建設省の発表は、自然環境保護の世論の高まりと、緊迫した財政状況へ追い込まれた結果であります。足羽川ダム建設においても次のような多くの問題点があります。

- 一、約一千人の住民を水没させ、一千数百億円の巨費を投入しても、それに見合った投資効果が得られない足羽川ダム建設。
- 一、百五十年に一度の洪水と、将来の下流地域の人口増を想定しての気の遠くなるようなダム建設計画。
- 一、ダム建設により、下流住民に多数の危険が待ち受けている足羽川ダム。
- 一、自然環境破壊から足羽川の清流を守るために、新聞紙上を賑わす県市民の声。ただし、ダム建設推進の県市民の声は皆無である。
- 一、地元美山町議会の二度に亘る建設反対決議、町民大多数の反対署名、地元審議委員の白紙化表明の発言。
- 一、北海道を始め全国に広がるダム建設中止の決定。
- 一、足羽川ダム建設に疑問を呈し、時代に即応した対応を迫る福井県議会の動向。

画期的な建設省のダム行政の見直し発表と共に、行政も国民世論も大きく転換期に突入致しました。本年に入り、建設省の中止見直しの数々の発表の裏には、審議委員会の白紙化答申と、県自らの中止の決定を、暗に期待していると理解できないでしょうか。

「足羽川ダム建設中止決定」の状況は整いました。中止決定発表が相次ぐ各県に遅れを取らず、堂々と足羽川ダムの白紙化を表明してください。そして、将来の県史に残る偉人として輝く事を期待します。

私たち同志は、過去三十年間、唯一筋に無条件反対を訴え続けて来ました。自然環境と文化伝統遺産に守られながら、故郷に生きる自信に満ちています。

今後とも私たちは、土地地権者、同志団体、地域住民一体となり、ダム建設中止のその日まで、必死で清流足羽川を守り抜く決意を表明致します。更に、審議委員会がダム建設の白紙化を答申し、並びに、県が国に対する最重要要望事項としている申請を、即時撤廃される事を強く要請いたします。

足羽川の清流を愛する会・大橋正明

[ホームページ] <http://www.mitene.or.jp/~asuwa/>
[E-MAIL] asuwa@mitene.or.jp

<1997年9月2日 足羽川ダム審議委員会 記者会見配布資料>

2、審議の結果

審議の結果、審議委員会では以下のように意見を申し述べる。

足羽川の治水、利水（生活用水、工業用水、農業用水）環境（河川美化）を考慮すれば、足羽川にダム建設は必要である。

しかし、現在計画されている足羽川ダムについては、審議委員会では次の意見が出された。

- (1) 足羽川ダム建設は、住民を水害から守り、流域へのかんがい用水の供給、生活・産業活動に不可欠な水資源確保のために必要である。
- (2) 現行立地での計画推進には、大きな犠牲を伴い、地元の同意を得ることが困難と思われる所以適當とは認めない。
- (3) ダム建設による水没世帯が極力少なくなるようにダム規模の縮小、河川改修等、事業者は努力をすべきである。
- (4) ダム建設には下流地域の受益者の協力が特に重要である。
- (5) やむを得ず水没世帯が生じる場合は事業者と受益者は納得のいく代替地の提供等十二分な補償を講ずるべきである。また関係市町村にわたる広域観光開発等を強力に実施する等地域振興をはかるべきである。

よって事業推進にあたっては、今後とも地域住民の意見を十分に聴取し理解を得るとともに、足羽川の治水、利水、環境の重要性ならびに計画発表から四十年近くを経過した現状に鑑み、委員会の意見を十分に勘案され、早急に検討されたい。

1997年度 水源開発問題全国連絡会

総会のご案内

今年は四つのダム等審議委員会の答申や建設省による「ダムの総点検」など、ダムをめぐる動きがいくつありました。その中で、事実上のダム事業中止を勝ち取った運動団体もありましたが、大半のダム・堰はなりふり構わず、事業の推進が図られています。しかし、全体として、ダムに対する社会の認識が変わってきたことは事実であり、私たちの運動をこれから大きく展開すれば、多くのダム・堰を中止に追い込める可能性は十分にあります。

今年の総会では各運動団体およびそれぞれの方が経験、知恵、知識を出し合って、ダム等事業を中止に追い込むための戦略、戦術をじっくり議論したいと考えています。今回はそのために総会の時間を十分長くとりました。

また、総会の翌日は神奈川県・相模ダムの堆砂問題と宮ヶ瀬ダム・相模大堰問題をテーマとする調査見学会を行います。相模ダムは堆砂率がすでに30%を超えたため、堆砂の排除作業が行われていますが、その土砂処分が新たな自然破壊を引き起こしており、相模ダムの実態がダムの行く末を如実に示しています。また、宮ヶ瀬ダムと相模大堰は神奈川県で最も愚劣な事業と言っても過言ではありません。

今年の総会および調査見学会に是非、ご参加ください。

97年度水源開発問題全国連絡会総会 要項

日 時 1997年11月8日（土）～9日（日）

会 場 神奈川県津久井郡藤野町名倉2310

相模湖トリム研修センター

TEL 04268-7-4501

中央線藤野駅下車（徒歩12分）車での送迎を予定。藤野駅までは東京駅から中央線経由で約1時間30分（ただし特別快速利用の場合）。中央道相模湖・藤野インター出て5分

日程・内容 8日（土）

午後1時30分 受付開始

午後2時30分 総会開始

1、経過報告・財政報告

2、ダム審議委員会総括等

3、活動方針
4、各地からの報告
午後5時30分 休憩・夕食等
午後7時 総会再開
5、討論
6、その他
午後9時30分 懇親会
9日（日）
午前9時 相模ダム堆砂問題・宮ヶ瀬ダム・相模
大堰問題現地見学会
(マイクロバス使用)
*相模ダム堆砂問題は午前、午後は宮
ヶ瀬ダム・相模大堰をまわり4時頃
に小田急線本厚木駅解散予定
詳しくは別項で。
10日（月）午前 建設省交渉等も検討中です。

参加費 総会参加費資料代等 500円
宿泊（2食付） 7000円
現地見学会バス代 3000円 (昼食代別、700円)
*懇親会費等は別途お願いします。

参加申込 別紙の申込用紙で**10月10日必着**でお願いします。（郵送又
はFAX）締切が早いのですが、会場の宿泊手続きの期限があ
るためよろしくお願ひいたします。（宿泊のキャンセル料が半
額と高いので出来るだけ確実な申込をお願いいたします。申込
後のキャンセルにはキャンセル料の御負担をお願いする場合が
ありますのでご了承下さい。

申込及び問い合わせ先

水源開発問題全国連絡会事務局（堀田）
東京都千代田区平河町1-7-201
TEL 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538
又は
TEL/FAX 0422-32-9811 佐藤 守 (PM 7:00~10:00)

<裏面に続く>

会場までの交通について

中央線藤野駅の位置は

東京駅～(15分)～新宿～(50～60分)～高尾～
(20分)～藤野

東京駅から藤野駅まで行き方

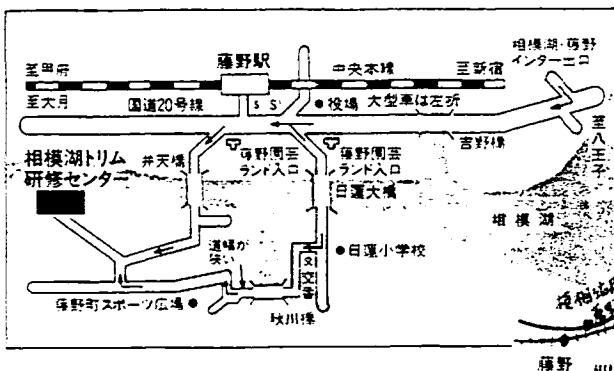
- 1、東京駅発 中央線特別快速 大月行（東京駅1・2番線ホーム発）
12:38～（新宿12:51）～藤野駅着 13:59
これが乗り換えもなく、一番おすすめです。送迎バスも予定
- 2、中央線特快又は快速で高尾駅まで行き、そこから中央線普通列車に乗る方法。
中央線特快又は快速高尾行きは、東京駅1・2番線から10分から20分間隔で出ています。（青梅行き、豊田行き等は乗り換えが必要です。高尾行きに最初から御乗り下さい。）
東京・高尾間約1時間15分です。新宿から1時間

高尾駅発下り（藤野駅方面）の列車時刻

高尾駅発	藤野駅着
12:16	12:29
12:49	13:01
13:16	13:29 *送迎バスを予定
13:24	13:38
13:45	13:59 *送迎バスを予定
14:17	14:30
14:30	14:53 以後も約20分間隔

*ただし、今後ダイヤ改訂が行われると多少変更の可能性があります。お気を付け下さい。送迎の時間等に変更が出た場合は、申し込まれた方には改めてご案内いたします。

■ご案内図 藤野駅からマイクロバス(25人乗)送迎致します。

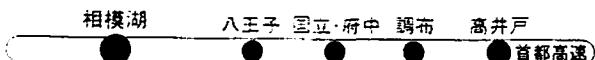


●相模湖トリム研修センター

☎ 04268-7-4501㈹ FAX 04268-7-4701

JR中央本線 藤野駅下車徒歩12分(新宿駅より約1時間)
中央高速自動車道利用 相模湖・藤野インターチェンジ出て5分

●中央高速自動車道をご利用の場合



相模ダム堆砂問題・宮ヶ瀬ダム・ 相模大堰現地見学会について

相模ダム（相模湖）は戦時中の京浜工業地帯の軍需産業の為の水と電力供給を目的として作られたダムで、悲惨な朝鮮人強制連行の現場でもありました。現在老朽化したダムは水漏れ、アオコの発生による水質の悪化、貯水容量の30%を越す堆砂と様々な問題を露呈しています。これは、各地で計画されているダムの行く末を知る上で貴重なものです。

ことに、堆砂の問題は、現在も続く浚渫の残土処分が新たに大規模な自然破壊と、近隣住民の生活を脅かすものとなっています。新たに計画されている浚渫残土処分地は、25年間で675万m³もの土砂で谷を埋め尽くす計画です。今回の見学会では地元藤野町で長年こうした問題に立ち向かってこられ、相模大堰住民訴訟の原告でもある、藤野村議三宅節子さん方に現地を案内していただきます。

午後には、危険な地層の上に現在建設中の宮ヶ瀬ダム、そしてその必要性をめぐって裁判・円卓会議等の反対運動が行われている相模大堰工事の現地をつぶさに見ていただきたいと思います。

11月9日（日）午前9時 相模湖トリムセンター出発

相模ダム上流堆砂浚渫現場 現処分地

大規模処分計画地 相模ダムダムサイト

12時 相模湖駅（ここまで参加も可）

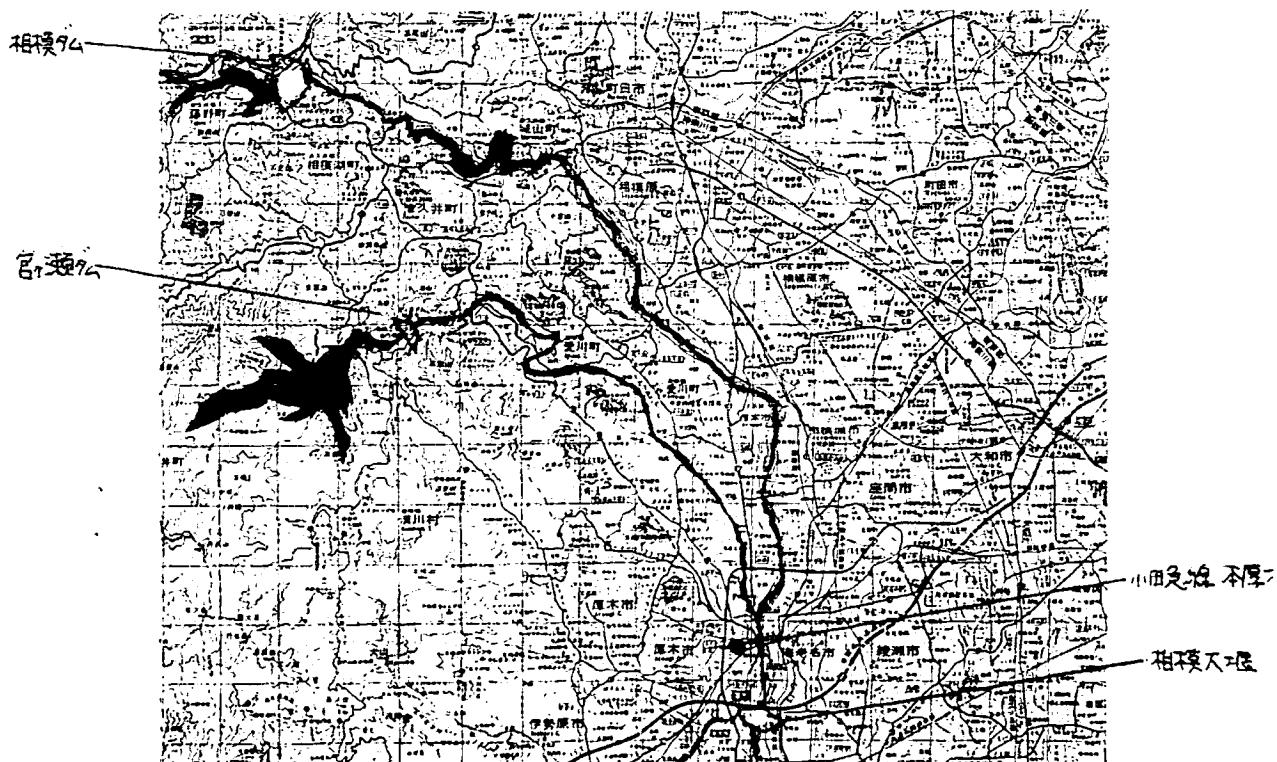
宮ヶ瀬ダム

相模大堰工事現場

午後4時 小田急線本厚木駅南口解散

*新宿まで急行で1時間（最大20分間隔）

*町田駅で横浜線乗り換え新横浜に出ることも可能です。1時間弱。



水源連総会・現地見学会参加申込書

*は、いずれかを○で囲んで下さい。

氏名	〒	住所	TEL	所属団体	宿泊	性別	見学会参加
連絡代表者					*	*	*
					要 不要	女 男	全日参加 午前のみ参加
					要 不要	女 男	全日参加 午前のみ参加
					要 不要	女 男	全日参加 午前のみ参加
					要 不要	女 男	全日参加 午前のみ参加
					要 不要	女 男	全日参加 午前のみ参加
					要 不要	女 男	全日参加 午前のみ参加
					要 不要	女 男	全日参加 午前のみ参加
・宿泊 2食付 7000円 ・見学会・バス代 3000円 ・昼食代 700円 (全日参加の方のみ) 参加申込は10月10日必着で下記あてにお願いします。 申込書送付及び問い合わせ先							

水源開発問題全国連絡会事務局(堀田)

東京都千代田区平河町1-7-201

TEL 03-5211-5429 FAX 03-5211-5538

又は TEL/FAX 0422-32-9811 佐藤 審 (PM7:00~10:00)